

青森県知事 木村 守男 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成12年6月7日付け青企調第120号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

第5回青森冬季アジア大会開催に関する知事レク資料等に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、対象となった行政文書を次に掲げる部分を除き開示することが妥当である。

- 1 平成10年6月3日の知事レクチャーの概要の7行目の16文字目から22文字目まで及び24文字目から30文字目までに記録されている職名
- 2 平成10年7月24日の知事レクチャーの概要の26行目に記録されている名字及び職名（1文字目及び2文字目に記録されている職名を除く。）
- 3 平成10年9月10日の知事レクチャーの概要の18行目の28文字目から19行目の27文字目までに記録されている情報及び24行目の4文字目から6文字目までに記録されている氏名
- 4 知事レク資料「第5回アジア冬季競技大会に係る大会経費について」（平成11年11月9日付け）等の3枚目の18行目以下全部
- 5 平成11年度主要事業進捗状況調の3枚目の20行目に記録されている名字及び職名

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成12年3月23日、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により「第5回青森冬季アジア大会開催に関する平成10年4月から平成11年11月10日までの部長レク及び知事レクの文書記録、資料、メモ等一式、平成10年9月定例会及び平成11年2月定例会準備に作成した想定問答資料等一式、平成10年9月定例会及び平成11年2月定例会に提案された予算に係る予算要求及び査定資料等一式、平成10年4月から平成11年11月10日までの間に準備委員会及び組織委員会から企画部に提出された補助金申請書、報告書、事業計画書、収支予算書及び事業と経費に係る資料等一式、平

成10年4月から平成11年11月10日までの間に準備委員会及び組織委員会と企画部との協議の場に提出された事業と経費に係る資料等一式、平成11年4月の企画調整課から企画部長に対する「部の主なる事業の進め方」説明及び平成11年7月の「部の主なる事業の進捗状況」説明資料一式」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、41件の文書を対象行政文書として特定した上で、これらのうち、23件の文書について、全部又は一部を条例第7条第3号、第4号、第6号又は第7号に該当するとして、不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成12年4月21日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成12年5月30日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた部分のうち、以下の行政文書について、別記1の開示しない部分を開示するとの決定を求めるというものである。

- (1) 部長レク資料「2003年第5回アジア冬季競技大会の開催準備について」（平成10年6月1日付け）（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 知事レク資料「2003年第5回アジア冬季競技大会の開催準備について」（平成10年6月3日付け）（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 平成10年6月3日の知事レクチャーの概要（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 部長レク資料「総合体育館整備スケジュール」（6月5日付け）（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 平成10年7月24日の知事レクチャーの概要（以下「本件行政文書5」という。）
- (6) 平成10年9月10日の知事レクチャーの概要（以下「本件行政文書6」という。）
- (7) 平成10年9月16日の知事レクチャーの概要（以下「本件行政文書7」という。）
- (8) 部長レク資料「第5回アジア冬季競技大会の大会開催費について」（平成11年11月2日付け）等（以下「本件行政文書8」という。）

- (9) 知事レク資料「第5回アジア冬季競技大会に係る大会経費について」(平成11年11月9日付け)等(以下「本件行政文書9」という。)
- (10) 平成10年度9月補正予算見積書(以下「本件行政文書10」という。)
- (11) 9月補正予算財政課長査定資料(以下「本件行政文書11」という。)
- (12) 平成10年度9月補正予算総務部長復活要求書(以下「本件行政文書12」という。)
- (13) 平成10年度9月補正予算知事復活要求書(以下「本件行政文書13」という。)
- (14) 平成11年度当初予算要求見積書(以下「本件行政文書14」という。)
- (15) 平成11年度当初予算財政課長査定説明資料(以下「本件行政文書15」という。)
- (16) 平成11年度当初予算総務部長復活要求書(以下「本件行政文書16」という。)
- (17) 平成11年度当初予算知事復活要求書(以下「本件行政文書17」という。)
- (18) 平成11年度企画部における主なる事業の進め方について(以下「本件行政文書18」という。)
- (19) 平成11年度主要事業進捗状況調(以下「本件行政文書19」という。)

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

(1) 実施機関は、別記1の開示しない部分の理由として条例第7条第6号及び第7条第7号に該当し、部分開示としているが、この条項の解釈を拡大解釈し、この条項に合致するとの的確、具体的な根拠も示さず、条例の解釈適用を誤った処分を行い、県政信頼回復の機会を自ら放棄したものである。

(2) 本件行政文書1及び本件行政文書4に記録されている部長レクの際の担当者のメモ並びに本件行政文書3及び本件行政文書5から本件行政文書7までについて

ア 「開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれる」とされ、条例第7条第6号の「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」を根拠としているが、「不当に損なわれる」との具体的な根拠は全くなく、条項を拡大解釈している。

イ 全面開示してもこれまでの実施機関の説明が真実であるなら、今後の実施機関の意見交換や意思決定が不当な圧力や干渉の影響を受けることはあり得ず、不開示が妥当とすれば、「県民のための開かれた県政」よりも「密室の県政」を優先させたとし、県政不信の声は一層高くなる。

ウ これらの情報は、平成10年6月から同年9月までのもので本件処分の決定時点の平成12年4月21日で1年余も経過し、この間の事務の状況を考えれば「時期尚早」とは言えない。

また、「不当」とはどのような状況なのか、「開示の利益及び不利益の比較衡量等のしんしゃく」も明示されていないことから不開示の理由、根拠とならない。

エ 県政の最高責任者である知事と県行政機関に「不当な圧力と干渉等の影響を与え、率直な意見交換の中立性を不当に損ねる」ことは不可能でありその具体的客観的根拠が示されていない。

(3) 本件行政文書8に記録されている大会開催年度の県からの派遣職員の人数について

当該情報の内容が計画の段階であり、今後、変わり得ることは、実施機関が公開する時点で県民に説明すれば、県民が理解でき、公開によって不当に県民の間に混乱が生じることはあり得ず、条項を拡大解釈している。

(4) 本件行政文書9に記録されている大会経費財源に係る基本的な考え方の中で、大会経費財源として採用されなかった考え方について

ア 当該情報が採用されなかった内容であっても、実施機関がどのような考え方と選択肢の中から政策決定したのか、その経緯について県民に説明すれば県民が理解でき、公開によって不当に県民の間に混乱が生じることはあり得ず、条項を拡大解釈している。

イ 「採用されなかったこと」を県民に説明すれば、理解されることであり、それをせずに不開示とするのは県民を愚ろうすることでもあり、不開示の理由・根拠にならず開示すべきである。

(5) 本件行政文書10から本件行政文書17までに記録されている予算見積額及び算定基礎の一部等について

ア 青森県が平成12年3月に発行した「情報公開事務の手引」には、条例第7条第6号に該当する文書として「議決前の予算要求見積書等」を例示しており、当該情報は議決後であることから、公開によって意思決定の中立性が不当に損なわれることはあり得ず、条項の適用は誤った処分であり、全面開示すべきである。

イ 「中立性が不当に損なわれ」あるいは「将来の予算編成への支障」が具体的実質的にどのようなものであるかが全く示されていない。

(6) 本件行政文書 1 2、本件行政文書 1 3、本件行政文書 1 6 及び本件行政文書 1 7 に記録されている本事業実施による増員数について

当該情報は、既に県議会で議決された予算に係るもので、その内容が参考として記載されているとすることを実施機関が県民に説明すれば、県民は理解でき、開示によって不当に県民の間に混乱が生じることはあり得ず、不開示は条項を拡大解釈したもので全面開示すべきである。

(7) 本件行政文書 1 8 及び本件行政文書 1 9 に記録されている次の部分について

本件行政文書 1 8

「現状と課題」のうち、「2 組織委員会及び県の体制」中の 1 2 年度以降の取扱い及び「5 施設整備について」並びに「今後の処理方針」のうち、「3 施設整備について」

本件行政文書 1 9

「2 現状と課題」のうち、「(4) 施設整備について」、「4 今後の処理方針」のうち、「(2) 大会の閣議了解について」の今後の取扱い、「(3) 施設整備について」及び「(4) 庁内の大会支援体制の整備について」並びに「5 その他」のうち、「(1) 財政課への懸案事項」及び「(2) その他の補正」

ア 当該情報が「一段階にある情報」であることを実施機関が県民に説明すれば県民が理解できることであり、不開示とする条項の適用は誤った処分であり、全面開示すべきである。

イ 本件行政文書 1 8 に記録されている「現状と課題」のうち、「2 組織委員会及び県の体制」中の 1 2 年度以降の取扱いについて

「将来の事項」であることを県民に説明すれば理解できることでありそれをせず不開示とするのは、県民を愚ろうすることであり、不開示の理由・根拠にならず開示すべきである。

ウ 本件行政文書 1 8 に記録されている「現状と課題」のうち、「5 施設整備について」及び「今後の処理方針」のうち、「3 施設整備について」並びに本件行政文書 1 9 に記録されている「2 現状と課題」のうち、「(4) 施設整備について」及び「4 今後の処理方針」のうち、「(3) 施設整備について」について

実施機関の不開示理由は「所管課の事項」でありとしているが、本件処分の決定通知書では「最終的な決定の一段階であり」開示が「不当に県民等の間に混乱を生じさせる」としており、理由説明書と本件処分の決定通知書の不開示理由に整合性

が全くなく、不開示理由の根拠がない。

仮に「所管課の事項」ならそのことを説明すれば理解できることであり開示すべきである。

エ 本件行政文書 19 に記録されている「4 今後の処理方針」のうち、「(2) 大会の閣議了解について」の今後の取扱いについて

「想定」であることを県民に説明すれば理解できることであり、それをせずに不開示とすることは県民を愚ろうすることでもあり、開示すべきである。

オ 本件行政文書 19 に記録されている「4 今後の処理方針」のうち、「(4) 庁内の大会支援体制の整備について」について

実施機関の不開示理由は「現実にその事務は進められていない状況にある」から「不当に県民等の間に混乱が生じるおそれ」があるとしているが、そのような状況を県民に説明すれば理解できることであり、それをせずに不開示とするのは県民を愚ろうすることでもあり、開示すべきである。

カ 本件行政文書 19 に記録されている「5 その他」のうち、「(1) 財政課への懸案事項」及び「(2) その他の補正」について

実施機関の不開示理由は、「予算要求前の事前の相談の段階にある」から「不当に県民等の間に混乱が生じるおそれ」があるとしているが、その時点での状況であったことを説明すれば理解できることであり、それをせずに不開示とするのは県民を愚ろうするものであり、開示すべきである。

(8) 本件行政文書 1、本件行政文書 2 及び本件行政文書 15 に記録されている財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会の法人化に係る文部省との打ち合わせ結果について

組織委員会の法人に係る情報は、既に法人化が決定した後でもあり、開示することにより、適正な執行の支障とならない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書 1 及び本件行政文書 2 について

平成 10 年度において処理すべき大会準備に関する全体の事項を知事に説明することを前提に、本件行政文書 1 は、企画部長に対し、本件行政文書 2 は、知事に対して説明するために作成した資料である。

2 本件行政文書 3 及び本件行政文書 5 から本件行政文書 7 までについて

本件行政文書 3 は、本件行政文書 2 について、知事レクの結果を取りまとめた資料である。

本件行政文書 5 から本件行政文書 7 までは、それぞれの日に行われた知事レクの結果を取りまとめた資料であり、本件処分により開示している知事レク資料「第 5 回アジア冬季競技大会組織委員会設立等にかかる日程について」等、知事レク資料「第 5 回アジア冬季競技大会組織委員会の設立について」（平成 10 年 9 月 10 日付け）及び知事レク資料「青森アジア冬季競技大会組織委員会〈役員・委員・監事〉名簿（案）」等の文書を知事に説明した結果を取りまとめたものである。

3 本件行政文書 4 について

総合体育館を開閉会式会場として使用できるかどうかを検討するため、総合体育館の整備スケジュールを企画部長に説明するために作成した資料である。

4 本件行政文書 8 について

財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が積算した大会経費（56 億円）を企画部長に説明するために作成した資料である。

5 本件行政文書 9 について

組織委員会が積算した大会経費の見込み等を知事に説明するために作成した資料である。

6 本件行政文書 10 から本件行政文書 17 までについて

(1) 本件行政文書 10 から本件行政文書 13 までは、平成 10 年度 9 月補正予算要求に当たって、教育庁からの事務移管及び追加事業の実施に係る予算を要求するために作成した予算要求書で、本件行政文書 10 は財政課へ提出した予算見積書であり、本件行政文書 11 は財政課長査定時に、本件行政文書 12 は総務部長復活要求時に、本件

行政文書 1 3 は知事復活要求時に説明するために作成した資料である。

- (2) 本件行政文書 1 4 から本件行政文書 1 7 までは、平成 1 1 年度当初予算要求に当たって、第 5 回アジア冬季競技大会対策費に係る予算を要求するために作成した予算要求書で、本件行政文書 1 4 は財政課へ提出した予算見積書であり、本件行政文書 1 5 は財政課長査定時に、本件行政文書 1 6 は総務部長復活要求時に、本件行政文書 1 7 は知事復活要求時に説明するために作成した資料である。

7 本件行政文書 1 8 及び本件行政文書 1 9 について

本件行政文書 1 8 は、平成 1 1 年 4 月の年度当初に、部内各課の主要事業について、企画部長に対しその背景を説明し、部として検討するために作成した資料である。

アジア冬季競技大会については、県と J O C が設立した青森アジア冬季競技大会組織委員会が、その準備・運営に当たることになっている。平成 1 1 年 4 月から組織委員会事務局とは別に県の担当組織も設けられたが、県が直接準備を担当していないことから、組織委員会事務局の担当者に確認のうえ、取りまとめたものである。

本件行政文書 1 9 は、本件行政文書 1 8 と同様の趣旨で、平成 1 1 年 7 月に、上記検討の後、必要な情報を把握するために取りまとめた資料であり、これについても組織委員会事務局と連絡調整を行いながら、その時点の情報を基に作成したものである。

8 条例第 7 条第 6 号及び条例第 7 条第 7 号の該当性について

不開示理由については、本件処分決定通知書及び平成 1 2 年 6 月 7 日付け青企調第 1 2 0 号による諮問書に記載したとおりであるが、それぞれの不開示情報については、以下の事情、経緯又は具体的な理由があったものである。

- (1) 本件行政文書 1 及び本件行政文書 4 に記録されている部長レクの際の担当者のメモ並びに本件行政文書 3 及び本件行政文書 5 から本件行政文書 7 までについて

ア 部長レク又は知事レクの経過を記載した行政機関内部の協議に関する情報である。

イ 機関の内部において対外的に開示されることを前提とせずに意見の交換をしているものをその後において開示することとすれば、以後、開示されるとの前提で意見の交換をすることとなり、自由闊達に意見を交換する姿勢は萎縮せざるを得ない。

- (2) 本件行政文書 8 に記録されている大会開催年度の県からの派遣職員の人数について

ア 文書作成時点での想定に基づくものである。

イ たとえ、見込まれているという文言が付されていても、特定の数字が開示されれば、文書作成時点の想定に基づく数字が一人歩きしてしまうおそれがあると判断した。

(3) 本件行政文書 9 に記録されている大会経費財源に係る基本的な考え方の中で、大会経費財源として採用されなかった考え方について

当該情報は実施機関内部の検討の中で採用されなかったものであり、当該情報を開示した場合は、あたかも決定された確定情報として捉えられ誤解されてしまうおそれがあると判断した。

(4) 本件行政文書 10 から本件行政文書 17 までに記録されている予算見積額及び算定基礎の一部等について

実施機関の予算編成過程における情報は、たとえ、予算案の議決といった最終的な意思決定が行われた後においても、設定した時点の未成熟な情報を開示すれば、これと意思決定後の情報との比較において、最終的な意思決定に至るまでの各段階における議論などについて、種々の憶測や誤解を招く原因となり、今後の予算編成過程における自由で率直な議論、ひいては予算編成事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとする。

(5) 本件行政文書 12、本件行政文書 13、本件行政文書 16 及び本件行政文書 17 に記録されている事業実施による増員数について

ア 予算要求に当たって参考として記載しているにすぎないもので、具体的には人事当局と協議の上で決定される事項である。

イ 決定される前の協議段階にある情報を開示した場合は、確定情報として誤解されると判断した。

(6) 本件行政文書 18 及び本件行政文書 19 について

ア 本件行政文書 18 に記録されている「現状と課題」のうち、「2 組織委員会及び県の体制」中の 12 年度以降の取扱いについて

毎年度の人事・組織編成で決定されるものであり、将来の事項に関するものである。

イ 本件行政文書 18 に記録されている「現状と課題」のうち、「5 施設整備について」及び「今後の処理方針」のうち、「3 施設整備について」並びに本件行政文書 19 に記録されている「2 現状と課題」のうち、「(4) 施設整備について」及び「4 今後の処理方針」のうち、「(3) 施設整備について」について

アジア冬季競技大会については、現有施設で対応することとしており、その他の利用も含む施設整備に係る事項については、それぞれ所管課の事項である。

ウ 本件行政文書 19 に記録されている「4 今後の処理方針」のうち、「(2) 大会の閣議了解について」の今後の取扱いについて

県と組織委員会は大会を円滑に進めるため、閣議了解を得ることについて、文部省と協議していたが、県として事務手続が順調に進められた場合の想定を記載しているものである。

エ 本件行政文書 19 に記録されている「4 今後の処理方針」のうち、「(4) 庁内の大会支援体制の整備について」について

現実には、その事務は進められていない状況にある。

オ 本件行政文書 19 に記録されている「5 その他」のうち、「(1) 財政課への懸案事項」及び「(2) その他の補正」について

予算要求前の事前の相談の段階にある事項である。

カ 上記のアからオまでの決定される前の協議段階にある情報を開示した場合は、確定したこととして誤解されると判断した。

(7) 本件行政文書 1、本件行政文書 2 及び本件行政文書 15 に記録されている組織委員会の法人化に係る文部省との打ち合わせ結果について

文部省の所管事務に係るものであり、文部省内部の取扱いに関する情報で、公にしているものであり、同種の事務の遂行に支障を及ぼすと判断した。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件行政文書1から本件行政文書19までについて

本件行政文書1から本件行政文書19までは、平成15年に青森県において開催される第5回アジア冬季競技大会に係る文書であり、青森県知事又は青森県企画部長に対する説明資料、青森県知事に対する説明の概要及び予算関係文書であると認められる。

3 条例第7条第6号の該当性について

(1) 条例第7条では、同条第6号に規定する「県の機関、国の機関及び県以外の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等にかかわる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものなどがあり、これは、国の機関及び県以外の地方公共団体の機関の場合についても、同様であることから、このような情報は不開示とするというものである。

(2) そこで、同号を開示しない理由としている別記1の開示しない部分について、同号の該当性を検討する。

ア 本件行政文書1及び本件行政文書4に記録されている部長レクの際の担当者のメモ並びに本件行政文書3及び本件行政文書5から本件行政文書7までに記録されて

いる知事レクチャーの概要について

(ア) 実施機関は、開示しない理由を、部長レク又は知事レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるためとしており、機関の内部において対外的に開示されることを前提とせずに意見の交換をしているものをその後において開示することとすれば、以後、開示されるとの前提で意見の交換をすることとなり、自由闊達に意見を交換する姿勢は萎縮せざるを得ないためと主張する。

(イ) しかし、実施機関が開示していない部分は、上記のアの担当者のメモについては複数、知事レクチャーの概要については4件に及んでおり、実施機関は、その不開示とした理由を、部長レク又は知事レクの経過が記載されており、公にすることにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるためとしているが、当該情報のうち、具体的に個々の不開示部分ごとに、これを公にした場合、どうして率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるのかについて明らかにしているとは認められない。また、当審査会において個々の不開示部分ごとに審査した結果においても、そのようなおそれがあるとは認められない。

イ 本件行政文書8に記録されている大会開催年度の県からの派遣職員の人数について

(ア) 実施機関は、開示しない理由を、文書作成時点の想定に基づく数字であり、今後変わり得る余地があるものであり、たとえ、見込まれているという文言が付されていても、特定の数字が開示されれば、当該数字が一人歩きしてしまうおそれがあり、確定情報として県民等の間に混乱を生じるおそれがあるためと主張する。

(イ) しかし、上記のイの情報が本件行政文書8を作成した時点での想定の人数であることは、見込まれているという文言が付されていることから明らかであり、公にすることにより、確定情報と認識されることは通常あり得ないと認められ、また、仮に、確定情報と認識されたとした場合でも、実施機関は、開示しない理由を、上記の(ア)のとおり、当該数字が一人歩きしてしまうおそれがあり、確定情報として県民等の間に混乱を生じるおそれがあるためとしているが、上記のイの情報を公にすると、具体的にどのように不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるのかについて明らかにしているとは認められない。また、当審査会において審査した結果においても、そのようなおそれがあるとは認められない。

ウ 本件行政文書9に記録されている大会経費財源に係る基本的な考え方の中で、大

会経費財源として採用されなかった考え方について

(ア) 実施機関は、開示しない理由を、当該情報は実施機関内部の検討の中で採用されなかったものであり、当該情報を開示した場合は、あたかも決定された確定情報として捉えられ誤解されてしまい、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるためと主張する。

(イ) 上記のウの採用されなかった考え方について、当審査会において審査した結果、当該考え方には、大会経費の財源について具体的な収入確保の方策等が記録されていると認められる。このような大会経費の財源についての具体的な収入確保の方策等を公にすると、県民等において様々な憶測がなされたり、誤解を招いたりするなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

エ 本件行政文書 10 から本件行政文書 17 までに記録されている予算見積額及び算定基礎の一部等について

(ア) 実施機関は、開示しない理由を、県の予算編成過程における情報は、たとえ、予算案の議決といった最終的な意思決定が行われた後においても、設定した時点の未成熟な情報を開示すれば、これと意思決定後の情報との比較において、最終的な意思決定に至るまでの各段階における議論などについて、種々の憶測や誤解を招く要因となり、今後の予算編成過程における自由で率直な議論、ひいては予算編成事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるためと主張する。

(イ) しかし、実施機関が開示していない部分は、上記のエの行政文書に記録されている予算見積額及び算定基礎等の数値のうち、最終決定された額等と異なるものを基礎としていると認められ、実施機関は、その不開示としている理由を、上記の(ア)のとおり、今後の予算編成過程における自由で率直な議論、ひいては予算編成事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるためとしているが、当該情報のうち、具体的に個々の不開示部分ごとに、これを公にした場合、どうして今後の予算編成過程における自由で率直な議論、ひいては予算編成事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるのかについて明らかにしているとは認められない。また、当審査会において個々の不開示部分ごとに審査した結果においても、そのようなおそれがあるとは認められない。

オ 本件行政文書 12、本件行政文書 13、本件行政文書 16 及び本件行政文書 17 に記録されている事業実施による増員数について

(ア) 実施機関は、開示しない理由を、参考として記載しているもので県の確定情報

として不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるためとしており、具体的には人事当局と協議の上で決定される事項であり、決定される前の協議段階にある情報を開示した場合は、確定情報として誤解されるためと主張する。

- (イ) しかし、実施機関は、開示しない理由を、上記のオの情報を公にすると、上記の(ア)のとおり、確定情報として誤解されるためとしているが、それが具体的にどのように不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることとなるのかについて明らかにしているとは認められない。また、当審査会において審査した結果においても、そのようなおそれがあるとは認められない。

カ 本件行政文書 18 及び本件行政文書 19 に記録されている次の部分について
本件行政文書 18

「現状と課題」のうち、「2 組織委員会及び県の体制」中の 12 年度以降の取扱い及び「5 施設整備について」並びに「今後の処理方針」のうち、「3 施設整備について」

本件行政文書 19

「2 現状と課題」のうち、「(4) 施設整備について」、「4 今後の処理方針」のうち、「(2) 大会の閣議了解について」の今後の取扱い、「(3) 施設整備について」及び「(4) 庁内の大会支援体制の整備について」並びに「5 その他」のうち、「(1) 財政課への懸案事項」及び「(2) その他の補正」

- (ア) 実施機関は、開示しない理由を、当該時点での想定であり、最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより県の確定情報として誤認され、県民の間で混乱を生じさせるおそれがあるためとしており、決定される前の協議段階にある情報を開示した場合は、確定したこととして誤解されるためと主張する。

- (イ) しかし、実施機関は、開示しない理由を、上記のカの情報を公にすると、上記の(ア)のとおり、県の確定情報として誤認され、県民の間で混乱を生じさせるおそれがあるためとしているが、当該情報のうち、具体的に個々の不開示部分ごとに、これを公にした場合に、それが具体的にどのように不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるのかについて明らかにしているとは認められない。また、当審査会において個々の不開示部分ごとに審査した結果においても、そのようなおそれがあるとは認められない。

- (3) 以上から、上記のアからカまでの情報のうち、ウの情報は同号に該当するが、ウの情報以外の情報は同号に該当しない。

4 条例第7条第7号の該当性について

- (1) 条例第7条では、同条第7号に規定する「県の機関、国の機関又は県以外の地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国又は県以外の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県、国又は県以外の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、県の機関が実施する事務又は事業の中には、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものなどがあり、また、これは、国の機関又は県以外の地方公共団体の機関が実施する事務又は事業についても、同様であるため、このような情報を、不開示とすることとしたものである。

- (2) そこで、本件行政文書1、本件行政文書2及び本件行政文書15に記録されている組織委員会の法人化に係る文部省との打ち合わせ結果について、同号の該当性を検討する。

ア 実施機関は、開示しない理由を、国の取扱いに関する情報であり、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとしており、文部省内部の取扱いに関する情報で、公にしていないものであり、同種の事務の遂行に支障を及ぼすためと主張する。

イ しかし、実施機関は、開示しない理由を、上記の(2)の情報を公にすると、上記のアのとおり、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとし、同種の事務の遂行に支障を及ぼすためとしているが、それが具体的にどのように支障を及ぼすおそれがあるのかについて明らかにしているとは認められない。また、当審査会において審査した結果においても、そのようなおそれがあるとは認められない。

- (3) したがって、当該情報は同号に該当しない。

5 実施機関の主張しない条例第7条第3号及び実施機関の主張する理由以外の理由での条例第7条第7号の該当性について

本件行政文書3、本件行政文書5、本件行政文書6及び本件行政文書19には、実施機関の主張しない条例第7条第3号又は実施機関の主張する理由以外の理由で条例第7条第7号に該当する情報が記録されていると考えられるので、各号の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号の該当性について

ア 条例第7条では、同条第3号本文に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と包括的に規定することにより、このような情報は、原則として不開示とするというものであり、さらに、たとえ特定の個人が識別されない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害することがあり得ることから、このような情報についても、原則として不開示とするというものである。

イ そこで、同号に該当すると考えられる以下の部分について、同号の該当性を検討する。

(ア) 本件行政文書3の7行目の16文字目から36文字目までには、職名が含まれている情報が記録されているが、当該職名については、公にされている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであると認められるので、当該職名が含まれる当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

(イ) 本件行政文書 5 の 26 行目の 3 文字目から 27 行目までには、名字及び職名が含まれている情報が記録されているが、当該名字又は職名については、公にされている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであると認められるので、当該名字及び職名が含まれる当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

(ウ) 本件行政文書 6 の 24 行目の 3 文字目から 25 行目までには、氏名が含まれている情報が記録されているが、当該氏名については、特定の個人を識別することができるものであると認められるので、当該氏名が含まれる当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

(エ) 本件行政文書 19 の 3 枚目の 20 行目の 42 文字目から 21 行目の 14 文字目までには、名字及び職名が含まれている情報が記録されているが、当該名字又は職名については、公にされている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであると認められるので、当該名字及び職名が含まれる当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

ウ 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると定めている。

そこで、上記のイの(ア)から(エ)までの個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが、同号ただし書イ、ロ又はハに該当するかどうかについて当審査会において審査した結果、そのいずれにも該当しないと認められる。

(2) 条例第 7 条第 7 号の該当性について

本件行政文書 6 の 18 行目の 28 文字目から 19 行目の 27 文字目までには、団体の人選についての意見が記録されており、当該意見は、特定の団体名に言及しながらその団体について当該人選に関連する評価をしているものと認められるものであるが、

人選事務において、このような特定の団体名に言及しながらその団体について当該人選に関連する評価をしている部分を公にすると、当該評価の対象となった団体において誤解を招き、不満を寄せられたりするなどのおそれがあり、将来において同種の人選事務を行う際、特定の団体に対する率直な意見交換を行うことが抑止されることから、適正な人選事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(3) 以上から、本件行政文書 3、本件行政文書 5、本件行政文書 6 及び本件行政文書 19 には、条例第 7 条第 3 号又は条例第 7 条第 7 号に該当する情報が記録されていると認められる。

6 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の該当性について

(1) 条例第 8 条第 1 項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。

(2) そこで、本件行政文書 3、本件行政文書 5、本件行政文書 6 及び本件行政文書 19 の一部に条例第 7 条第 3 号又は条例第 7 条第 7 号に該当する情報が記録されているので、当該行政文書について、同項の該当性を検討したところ、当該行政文書の構成からして、条例第 7 条第 3 号又は条例第 7 条第 7 号に該当する情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができると認められ、また、当該情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められないので、当該情報が記録されている部分を除いた部分につき、開示しなければならないと判断する。

(3) また、条例第 8 条第 2 項は、「開示請求に係る行政文書に前条第 3 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

(4) 本件行政文書 3、本件行政文書 5、本件行政文書 6 及び本件行政文書 19 には、上記の 5 の(1)のイの(ア)から(イ)までのとおり、特定の個人を識別することができる条例第 7 条第 3 号に該当する情報が記録されているので、当該情報について、同項の該当性を検討したところ、当該情報は、当該情報のうち、特定の個人を識別することができる氏名、名字及び職名を除くことにより、公にしても、当該個人の権利利益が害さ

れるおそれがないと認められるので、当該氏名、名字及び職名を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、条例第8条第1項の規定を適用し、当該氏名、名字及び職名を除いた部分を開示しなければならないと判断する。

7 結論

以上のとおり、本件行政文書3、本件行政文書5、本件行政文書6、本件行政文書9及び本件行政文書19には、実施機関の主張しない条例第7条第3号に該当する情報、条例第7条第6号に該当する情報又は実施機関の主張する理由以外の理由で条例第7条第7号に該当する情報が記録されているので、これらの情報を除き開示すべきであり、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記2のとおりである。

注 本答申中、行数は、情報（枠線及び罫線を含まない。）が記録されている行を上から数えたものであり、文字数は、記録されている文字（記号及び句読点を含む。）を行の左から数えたものである。

別記 2

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成12年 6 月 7 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成12年 6 月12日 (第44回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 6 月28日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成12年 7 月14日 (第45回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 7 月17日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成12年 8 月 9 日 (第46回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 9 月 6 日 (第47回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年10月13日 (第48回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年11月 7 日 (第49回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年12月 4 日 (第52回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 1 月 4 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの回答書を受理した。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 1 月15日 (第54回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 2 月 5 日 (第55回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成13年 3 月 1 日 (第56回審査会)	・ 実施機関からの意見聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成13年 3 月19日 (第57回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
中村 年春	青森大学地域問題研究所長・教授	
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	